

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人 T a n s a

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

意 見 書

2025年6月10日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告訴訟代理人弁護士 喜 田 村 洋 一

同 二 関 辰 郎

同 高 橋 涼 子

同 小 野 高 広

同 西 村 友 希

第1 はじめに

2025年6月12日の第3回期日に先立ち、令和7年5月30日付け被告準備書面（1）に対して若干の意見を述べるとともに、被告に対し、原告の求釈明に応える説明をするようあらためて求める。

なお、被告準備書面（1）に対する詳細な主張反論は、被告の応答を待ったうえで、おって提出する準備書面において行う。

第2 第2回口頭弁論期日で示された裁判所の関心事項に被告が応えていないこと

1 裁判所が示した関心事項

2025年3月12日に実施された第2回口頭弁論期日において、裁判所は、原告第1準備書面記載の求釈明を踏まえ、被告に対し、大要、以下のように述べた。

【裁判所の発言内容】

役所が内閣法制局に対し意見を求める場合、通常は、役所の職員が内閣法制局を訪れ、意見を求める事項を説明し、内閣法制局の参事官からの指摘を受けることになる。

役所の職員は、内閣法制局との間でこのようなやり取りをしたということを、協議終了後に役所に対して報告する必要があるから、やり取りの内容を記録していると思われる。この記録を基に、2022年7月12日から同月14日の3日間にわたる協議がどのように行われたかを明らかにして欲しいというのが原告の求釈明であると思われるので、被告の方でも、これに応じてご回答いただけるということでもよろしいでしょうか。

2 被告が7月12日から同月14日までの協議態様について明らかにしていないこと

上記のような発言に示された裁判所の関心事項及び被告への対応の要望に対して、被告は、報告書（乙5）を基に、「内閣官房及び内閣府（注：報告書（乙5）によると内閣官房担当者2名及び内閣府担当者2名の4名）は、令和4年7月12日、内閣法制局を訪問し、案段階文書を示して内容を説明したところ、同局からは、その場で具体的な指摘はなく、同日以降同月14日までの間に、内閣官房及び内閣府の見解の変更に至らない修正に関する電話連絡があった。

内閣官房及び内閣府は、これを踏まえて案段階文書を修正し、内閣官房から内閣法制局にこれをメールで送付したところ、令和4年7月14日、同局から意見がない旨、電話回答があった。と述べるだけである（被告準備書面（1）6頁。下線は原告代理人）。

しかし、被告の上記説明は、内閣法制局との協議の態様等について殆ど何も明らかにしていない。内閣法制局からは誰が出席したのか、協議はいつ開始し、いつ終了したのか、誰に報告・相談したのか等、原告が求釈明し、裁判所が被告に回答を促した協議の態様は全く明かされていない。

その上、応接録（甲5）に相談年月日として「令和4年7月12日～14日」と記載されており、原告が、単に12日と14日に相談がなされたわけではないことを明確にすべく、訴状において相談が「3日間」であったことを明記して主張したのに対し、被告はそれを認めている¹。それにもかかわらず、被告は、7月12日の協議についてしか言及して

¹ 被告は、訴状4頁（第2・3・第1段落・第2文）の「内閣法制局の乗越徹哉参事官らは、2022年7月12日～14日の3日間... 相談を受けてい〔たこと〕」という主張を認めている（答弁書6頁（第3・2（2））。

いない。7月12日に行われた協議の後は、被告のいう2回の電話及び1回のメール送信のみで終了したということか、別途対面での協議が行われているのかについても不明である。

加えて、被告は、内閣法制局が「内閣官房及び内閣府の見解の変更に至らない修正」を電話で連絡したと主張しているが、電話で何らかの連絡があったのであれば、内閣法制局から連絡があった内容を内閣官房及び内閣府で共有し、これに対して見解の何らかの変更（修文等を含む。）が必要であるか、必要であるとすればどのような変更が考えられるかを検討するため、内閣法制局の誰から、いつ、どの程度の時間をかけて、どのような内容を聞き取ったかを報告するための文書が必ず作成されるはずである。しかしながら、被告は、上記のような電話の態様については明らかにしておらず、電話内容を報告するための文書についても全く説明していない。

そして、内閣法制局からの発言に対して、内閣官房及び内閣府においてさらに検討を重ねたはずであるが、この内容を示す文書についても明らかにされていない。

これら作成したはずの文書についても、原告の第1準備書面に記載した求釈明に沿って説明すべきである（原告は、案段階以外文書について、作成されているはずの文書の類型を示し、類型ごとの説明を被告に対して求めた（原告第1準備書面第5、3））。

第3 結語

このように、被告は、第2回口頭弁論期日において示された裁判所の関心事項に答えていないのであるから、被告において裁判所の関心事項に沿って、原告の求釈明に答える説明をするようあらためて求める。

以上